

必読

令和7年度日本学生支援機構奨学金 二次採用

【学部学生】の申込みについて

申請の前に・・・学生支援チームからのお願い

日本学生支援機構奨学金は、学生本人が申込を行うものです。掲載した資料には必ず目を通し、手続きに関する学生支援チームからのメールを見落とさないようにしてください。
決して親任せにせず、制度・手続き・返還の義務等について理解し、申請してください。



日本学生支援機構(JASSO)奨学金について

給付奨学金

「高等教育の修学支援新制度」という国の制度により、一定の家計基準を満たす場合、また3人以上の子どもを扶養する世帯(多子世帯)は授業料減免・給付奨学金の支援を受けることができます。

多子世帯の場合は、収入状況により給付奨学金の支給対象ではないことが明らかな場合でも、給付奨学金への申込みが必要となります。

授業料免除制度とセットになった支援であるため、給付奨学金を申し込む方は、10月10日までに授業料免除の申請もしてください。申請があった方については、結果が判明するまで後期分の授業料引き落としが保留となります。
授業料免除申請についてはこちら →



貸与奨学金

卒業後に返還が必要な奨学金です。

第一種奨学金(利子なし)と第二種奨学金(利子あり)の2種類があり、家計基準や学力基準が異なります。採用後に月額の変更や辞退をすることができます。

給付奨学金と貸与奨学金は、同時に申し込むことが可能です。

申請手順

以下の1. ～6. を順番に進めてください。

<申請期限>

事前申請フォーム入力期限:10月10日(金)厳守 です。

また10月10日(金)までに、「奨学金確認書兼地方税同意書のセット」を受け取ってください。

1. 申込に必要な書類を入手する

10月10日(金)まで

- (1) 学生支援チーム窓口(総合研究棟Ⅱ 1階 1番窓口)に置いてある「奨学金確認書兼地方税同意書のセット」(黄緑色の封筒)を各自持ち帰る。

学生支援チーム窓口:平日 9時～17時

- (2) 以下 URL(Moodle)にログインし、掲載されている資料などを確認する。

URL: <https://lms-m41.mie-u.ac.jp/course/view.php?id=3027>

2. 事前申請フォームを入力する。

入力期限:10月10日(金)



事前申請フォーム(Microsoft365「Forms」による申請)

<https://forms.office.com/r/XVuuW8ywA6>

「学籍番号@o.mie-u.ac.jp」、PW は「統一アカウントのパスワード」でログイン

10月10日までに事前申請フォームを入力していない人は、今回の二次採用の申請はできません。

フォームを送信すると、スカラネットに入力するための「識別番号」が記載されたメールが届きます。

3. 「スカラネット下書き用紙」を記入する

Moodle に掲載している「スカラネット下書き用紙記入ガイド」を確認して記入してください。

★下書き用紙の記入方法や奨学金制度がわからない場合は、
「三重大大学 JASSO 奨学金申請 FAQ(チャットボット)」も活用してください。
「学籍番号@m.mie-u.ac.jp」、PW は「統一アカウントのパスワード」でログイン
※AI は質問の仕方によって誤った回答を返すこともありますので、回答内容に疑義がある場合は、奨学金案内などの資料を確認してください。



4. 記入した下書き用紙を見ながら、スカラネットへ入力する。

入力期限:10月14日(火)

「奨学金申込」→「個人番号(マイナンバー)の提出等」の両方を入力する。

入力内容は必ず確認し、誤入力があれば大学へ連絡すること。データ送信後、学生は修正することができません。

5. 「奨学金確認書兼地方税同意書」を作成し日本学生支援機構へ郵送する

スカラネット入力後1週間以内

・同封されている「奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」をよく読み作成・郵送すること。生計維持者の署名も必要です。提出が遅れると選考が遅くなる可能性があります。

・三重大大学の学生証は生年月日が記載されていないため、本人身元確認書類として使用できません。

6. (該当者のみ)学生支援チームへ必要書類を提出する

提出期限:10月14日(火)

以下の方は学生支援チームへ必要書類を期日までに提出してください。

該当者	必要書類
外国籍の方	在留カード、特別永住者証明書いずれかのコピー(表・裏とも) ※在留資格が「家族滞在」の方は、上記に加え「出入国記録の写し」(原本)も必要です。
今年度編入生	出身校の学業成績証明書
18歳時点において児童養護施設等に入所していた等の場合	施設等在籍証明書、児童(里親)委託署名書、措置解除決定通知書 等
マイナンバーを提出しない場合	「マイナンバーに代わる提出書類」及びその必要書類

申請のための手続きはここまでですが、申請内容等について学生メールで照会することがあるため、大学からのメールの見落としがないようにしてください。連絡がとれずに不備が解消されないと、不採用となる場合があります。

選考結果の確認について

- ・ スカラネットのメインメニューで選考状況を確認することができます。
- ・ 奨学金に採用された場合、12月 11 日が初回振込日となり本人名義の口座に振込がありますので、各自で通帳記帳し確認してください。
- ・ 12月中旬～下旬に、大学から選考結果の配付方法について学生メールで連絡するため、見落としがないようにしてください。ただし JASSO での選考状況によっては令和8年1月以降に結果が判明する場合があります。
- ・ 「授業料免除」の申請結果については、奨学金選考結果とは別に、大学からメールと郵便で通知します。

家計基準について

今回の二次採用では、2024年1月～12月の収入に基づく2025年度住民税情報により家計の審査が行われます。

- ・ 進学前や在学中に被災や父母の病気等の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に奨学金を必要とする場合は、急変後の年収見込みにより選考が行われる「**家計急変採用(給付奨学金)**」、「**緊急採用・応急採用(貸与奨学金)**」があります。この場合は定期採用とは別の申込みが必要です。学生支援チームへ相談してください。

家計急変採用：給付奨学金案内(別冊)家計急変採用をダウンロード ⇒

緊急採用・応急採用：貸与奨学金案内 47～56 ページを参照。



- ・ 貸与奨学金を希望する方で、生計維持者が「**2024年1月2日以降に転職し減収した**」場合は、今回の二次採用に申請してください。まずはマイナンバーで連携した収入状況による審査が行われます。不採用となった場合には、直近の給与明細等を提出することによる再審査を希望することができます。詳しくは貸与奨学金案内35～37 ページを確認してください。

「多子世帯に対する授業料等無償化」について

「多子世帯に対する授業料等無償化」は、「高等教育の修学支援新制度(授業料等減免+給付奨学金)」という国の制度で実施される支援です。

授業料等無償化の支援を受けるには所得制限がありませんが、「給付奨学金」は家計基準を満たす場合のみ支給されます。詳細は給付奨学金案内 17・18 ページを確認してください。

多子世帯に該当するかどうかは日本学生支援機構で判定を行うため、給付奨学金の家計基準に該当しない世帯の方も、授業料等無償化の支援を受けるためには給付奨学金への申込みが必要です。

今回の募集では、**2024年12月31日時点の子どもの数を基準**に判定します(2025年10月時点ではないことに注意!)が、基準日より後に子どもが生まれた場合等は、別途申告することにより扶養している子どもの数に含める場合があるため、学生支援チームへ申し出てください。

※ 「多子世帯に属している」とは、以下いずれか小さいほうの数が原則として3以上であり、かつ、あなた(学生)自身が生計維持者に扶養されている子どもである場合です。

- ◇ あなたが奨学金申込時に入力したあなたの生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子どもに該当する者の数
- ◇ あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

奨学金申込みに関する注意事項

給付 貸与 生計維持者について

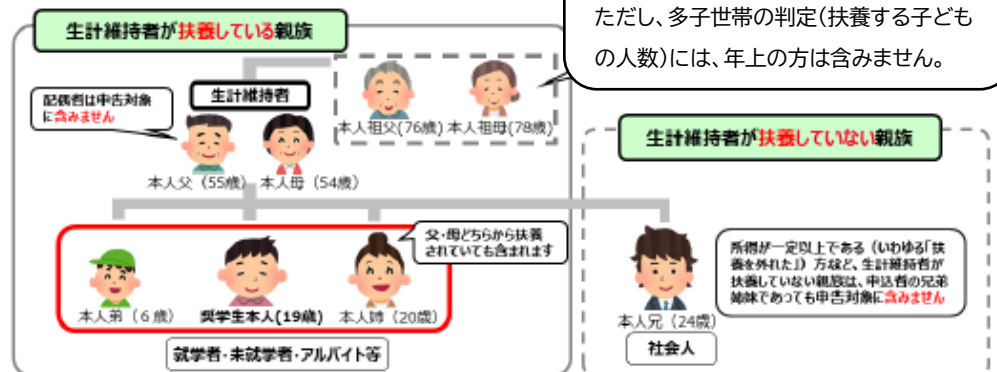
生計維持者とは、原則あなたの父母(死別、離婚等の場合は、どちらか一人のみ)となります。

無職無収入であっても、父母は生計維持者となりますので、記入漏れのないように注意してください。

生計維持者の考え方については、[給付奨学金案内](#) 12・13 ページまたは [貸与奨学金案内](#) 14・15 ページをよく確認してください。

給付 貸与 生計維持者が扶養している親族について

スカラネット下書き用紙14ページに「生計維持者が扶養している親族」の情報を記入する欄があります。考え方は右図のとおりです。



貸与 保証人の年齢について

65歳以上は不可！

※ただし、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資産を有すると認められた場合に限り可。

保証できる資産とは…次の①～③のいずれか

- ①給与所得者は年間収入金額320万円以上(給与所得者以外は年間所得220万円以上)
- ②預貯金残高証明額 ≥ 貸与予定総額
- ③固定資産評価証明額 ≥ 貸与予定総額

◆65歳未満の適任者もおられず、上記の①～③のいずれかの証明を提出のうえ保証人を引き受けていただける65歳以上の人もいない方は、機関保証制度での申込みとなります。

給付 貸与 マイナンバー(個人番号)の提出について

各奨学金の家計基準等に該当するかどうかは、日本学生支援機構がマイナンバーにより住民税情報を取得することで判定します。そのため、学生本人と生計維持者のマイナンバーをスカラネットで入力します。マイナンバーカードを持っておらずマイナンバーがわからない場合は、マイナンバーが記載されている住民票を取得するなどの対応をお願いします。

書類提出・問合せ先

学務部学生支援チーム(平日 9 時～17 時)

メールアドレス:menjyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp

☆ 質問・疑問点がある場合、まずは moodle に掲載している各資料を確認してください。

☆ それでもわからないことがある場合は、学生支援チームに問い合わせてください。